

## 議案第 1 4 号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例（昭和 4 6 年川崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号の表老人福祉施設事業基金の項を削り、同表に次のように加える。

動物愛護基金	動物愛護事業の資金に充てる。
--------	----------------

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

老人福祉施設事業基金を廃止し、及び動物愛護事業の資金に充てるための基金を設置するため、この条例を制定するものである。